

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会	
開催日時	令和4年8月10日（水） 開会；午前9時50分・閉会；午前11時10分	
開催場所	行田市産業文化会館2階2A会議室	
出席者（委員） 氏 名	蔭山好信、井上文子、小林定春、柳澤俊行、平野昭一、柳原 功、 村田源一、畑山由香理	
欠席者（委員） 氏 名	なし	
事務局	菅原広志総務課長、白井克典総務課主幹、武藤郁代総務課主査、 藤野祐右総務課主事	
会議内容	議事 (1) 個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の 見直しに係る考え方について（諮問） (2) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度運用状況について （報告）	
会議資料	次第及び関係資料	
その他必要 事項	傍聴人 1名	
会 確 議 録 の 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和4年8月31日	蔭山 好信

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>委員の全員が出席しているので、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり、会を開くことができる。</p> <p>本日は、会議の傍聴を希望されている方が1名いる。本日の案件について、非公開にするべきものはないため、傍聴には問題ないと思われるが、いかがか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>それでは、傍聴者に入室いただく。</p> <p>（傍聴者入室）</p>
事務局	<p>議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せしたい。</p>
蔭山会長	<p>それでは、議題1「個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の見直しに係る考え方について」は審議会への諮問である。事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>諮問「個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の見直しに係る考え方について」説明する。</p> <p>諮問の目的および理由は、令和3年5月にデジタル社会形成整備法により、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、現在、自治体における個人情報の取扱いは各自治体の条例により規定しているが、改正法施行後は、個人情報保護法の規定に基づき取り扱うことになるなど、個人情報保護に関する制度体系が変わる。改正法施行後は、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることとなるが、一部事項については地方の実情に応じて地方公共団体が条例で定</p>

事務局	<p>めることができる」とされている。</p> <p>この点について、本市においてどのように条例に定めるか、あるいは定めないかを検討するため、「個人情報保護法の改正に伴う行田市における個人情報保護制度の見直しに係る考え方について」行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条第2項に基づき、審議会のご意見を伺うものである。</p> <p>今般の改正の概要ですが、デジタル改革関連法案の一環として、デジタル社会形成整備法が制定され、その法の一部に個人情報保護法の改正も含まれていた。法改正の背景は、①国や地方のデジタル業務改革を推進していくにあたり、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避となるため、独立行政機関である個人情報保護委員会が、個人情報の取り扱いを一元的に監視する体制の確立が必要だったこと。②社会全体のデジタル化に対応した、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が社会的に要請されている中、現状、個人情報の取扱根拠が公的部門と民間部門で異なっており、公的部門でも、国、都道府県、市区町村等の各機関により、根拠法令が異なることがデータ流通の阻害要因になっていると考えられていること。③国では成長戦略の観点からデータ流通に関し、国際的な制度調和を図る必要があったことが挙げられる。以上のことから、各機関における個人情報の取扱根拠を「個人情報保護法」へ一本化し、国際的な制度や国の成長戦略への対応に向けて、法律が改正された。</p>
事務局	<p>本市における個人情報保護法改正への対応について説明する。本市でも今後、根拠法令は行田市の個人情報保護条例から、個人情報保護法に移行し、個人情報の管理や開示請求制度等の運用を行うこととなるが、改正後の個人情報保護法では、詳細な運用事項まで規定していないため、手数料の設定など詳細な事項については、各地方公共団体の条例で規定することになる。</p>

事務局	<p>その条例の規定は、個人情報保護法の趣旨の範囲を超えて、各地方公共団体が独自に規定できるわけではなく、法の趣旨が許容する範囲内において制定しなければならないものとなっている。</p> <p>本市で独自に規定する事項について説明する。</p> <p>2 - (2) - ①個人情報開示請求における手数料について</p> <p>現行は、開示請求に係る手数料を無料として、写しの交付を請求された場合に、当該写しの交付に要する費用1面10円のコピー代と、郵送を希望する場合の郵便代をご負担いただいている。改正法89条では、開示請求者に対して「実費範囲内において、条例で定める額の手数料」の負担を求めることになったが、「個人情報保護法」に合わせて手数料を徴収すると、市民への負担となり、市民サービスの低下を招くことになるため、現行の運用を踏襲することとし、新条例においても、開示請求に係る手数料は無料、写しの交付に要する実費のコピー代を負担していただくこととしたい。</p>
事務局	<p>別紙資料2-(2)-②個人情報開示請求等の手続きについて</p> <p>開示請求を受けてから決定するまでの期限を規定するものです。現在、本市の運用では、開示請求の場合、請求のあった日から起算して15日以内に決定をしなければなりません。しかし、個人情報保護法で規定されている開示決定期限は、請求があった日の翌日から起算して30日以内となっており、本市の運用と異なる。そのため、改正法施行後は、条例により処理期限を定めない限り、現行よりも開示決定の期限が長くなり、市民サービスの低下につながるものとする。改正法83条に規定はないが、国が示した「個人情報についての事務対応ガイド」において条例に規定することにより、30日より短い日数とすることができるとされていることから、現行条例と同様に請求があった日から15日以内に開示決定を行うことを新条例へ規定する。訂正等の期限である30日については現行条例と同様のため、新条例</p>

	<p>には規定しない。</p> <p>次に、改正法と現行条例との相違点について説明する。</p> <p>追加資料 3 - (1) 訂正請求及び利用停止請求について</p> <p>訂正決定等の期限は、改正法と現行条例で同様ですが、訂正請求及び利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないとされており、現行条例で、個人情報の開示を前提としていないことから相違がある。</p> <p>改正法と現行条例を比較してみると、いずれもデメリットはあるが、改正法では、前置とすることで、どの部分について、どのような内容の訂正を求めるのか範囲を明確に限定でき、制度の安定的運用が図れるという観点から、開示を受けた保有個人情報を対象としている。本市では、過去 5 年で 1 件訂正請求があったが、これも開示請求があった上での請求である。対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、開示請求を受けた保有個人情報を対象とすることで、訂正請求等の安定的な運用が図りため、改正法通り前置主義としたいと考えている。</p>
事務局	<p>別紙資料 2 - (2) - ③ 審議会へ諮問できる旨規定することについて</p> <p>改正法 129 条で、地方公共団体において、審議会を設置することは可能とされているため、新条例に規定を設けることとしたい。しかし、現在審議会に諮問している、個人情報の収集制限、目的外利用及び外部提供の制限、電子計算機のオンライン結合の制限などは、審議会への諮問が法律上許容されない事項となるため、審議会の機能は改める必要がある。詳細は、後ほど説明する。</p>
事務局	<p>別紙資料 2 - (2) - ④ 行田市情報公開条例における公開情報及び非公開情報との調整の必要性について</p> <p>改正後、個人情報保護法に非開示情報として列挙されている情報のうち、地方公共団体において、情報公開条例で公開することとされて</p>

事務局

いたり、反対に非公開することとされていたりする情報について、条例で定めることで、情報公開制度との均衡を図ることが可能になっている。これを踏まえ、整合を図るため不開示事由について規定する。

別紙2「●その他」について

市の機関の内部手続や、具体的な安全管理措置について、機関ごとに、規則等で規定する。市の機関の内部手続を定める際も、法令等で定めてはならないとされている事項を除き、現行制度と同様の保護措置が行われるよう努める。委員の皆様への事前説明の際に、セキュリティに関してご意見を頂戴したので、事務局の回答を資料として配布した。安全管理措置については、ガイドラインその他個人情報保護委員会が示す資料等参照した上で、具体的に講ずべき措置については指針に基づき、現行条例と同様に、個人情報の適正な維持管理を行うため規定する。

別紙資料2-(3)個人情報ファイル簿について

現行条例では、市の機関での個人情報の取扱状況を公表するため、個人情報取扱業務登録簿を作成し、業務単位で各機関での個人情報の取扱状況を公表している。改正後の個人情報法では、個人情報ファイル簿を作成し、ファイル単位で各機関での個人情報の取扱状況を公表することが義務付けられている。ただし、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルを構成する対象者数1,000人以上のものに限り作成する。

なお、改正法では1,000人未満の事務に対して、直接的な規定はない。現行条例では、対象者数の多寡に関わらず、個人情報取扱業務登録簿を作成し、閲覧に供している。

そこで、追加資料(2)個人情報取扱業務登録簿について説明する。

個別説明の時点では、1,000人以上のファイル簿のみの作成を予定していた。しかし、現行条例では、対象者数の多寡にかかわらず、実施機関が各業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱

	<p>業務登録簿を作成し閲覧に供している。表1は、現行作成している登録簿を継続する場合である。事務における個人情報の取扱い目的等を明確にし、市民も内容の確認ができるが、1,000人以上は、登録簿とファイル簿の両方となるため検索のわかりにくさは生じる。表2はすべてファイル簿に差し替える場合である。複数の帳簿によるわかりにくさはなくなるが、ほとんど1,000人未満の事務のため、事務負担は大きくなる。以上のことについて、皆様のご意見をお伺いし、個人情報取扱業務登録簿を継続するか否か検討していきたい。</p>
事務局	<p>別紙資料(4)行政機関等匿名加工情報制度について</p> <p>民間事業者からの提案に応じて、行政機関等匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につなげるため、個人情報の利活用を促進しようとするためのもので、改正法119条で規定されている。しかし、都道府県および政令指定都市以外の地方公共団体等は、当分の間、実施は任意とされた。匿名加工情報の作成には、安全管理措置を講ずる必要があり、提案募集制度の導入については、慎重に検討する必要があるため、新条例には、提案募集に係る手数料は規定しない。</p>
事務局	<p>別紙資料(5)行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の体制について</p> <p>先ほど、審議会の機能を改める必要があると申し上げたが、改正法施行後は、個人情報の取り扱いは法で定められることになるので、個別具体的事項について附属機関へ諮問する手続きは許容されない。情報公開制度の改善に関すること、改正法施行後もなお残る包括的事項については、今までの実績からすると諮問件数が極めて少なくなる。</p> <p>今後の審議会の体制として、①行田市情報公開・個人情報保護審査会へ機能の移管、②必要に応じてその都度審議会を設置する。このいずれかで検討していた。事務局としては、「資料2」に記載したよう</p>

	<p>に、審査会と審議会では設置目的が異なるため、ただちに審議会の業務を移管するよりも、審議会は関係団体から市民の代表となる委員に参加していただき、市民が個人情報保護の在り方について意見を述べる機会として重要な機能を果たしてきたことから、今後も必要に応じ招集する機関として継続してはどうかと考えている。</p> <p>追加資料(3)個人情報保護制度の運用状況の公表について</p> <p>現行条例では、市長は毎年1回実施機関における運用状況を取りまとめ、公表することになっているが、改正法では、個人情報保護委員会が、法律の施行状況について報告を求めることになっており、個人情報保護委員会がその報告を取りまとめ、概要を公表する。改正法に規定はないが、「個人情報についての各自治体からのQ & A」に地方公共団体独自の措置として、個人情報保護制度に係る利用状況の公表制度を設けることは妨げられていないため、新条例または規則で規定しようと考えている。</p> <p>事務局の説明は以上です。ご審議お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>たくさんの情報が説明されたので、わかりにくいと思うが、当審議会に市長から諮問された事項について、別紙資料2の(1)から(5)まで一つずつ審議していく。</p> <p>まず、別紙資料2(1)行田市個人情報保護条例を廃止しますというのが事務局案。先ほどの説明だと、行田市個人情報保護法施行条例で決めるというお話ですので、現行条例を廃止して、新条例を残すという趣旨。現行条例と新条例の優劣関係というのではないのか。</p> <p>どちらが上位の条例か、例えば現行条例で、細則は新条例に委任するとなっていると、現行条例を廃止してしまうと、新条例の存在意義がなくなってしまう。その辺の優劣関係がなく、並列的な条例であるのであれば現行条例を廃止して、新条例だけを残すというやり方もあると思う。その説明が審議会の皆さんに届いていないと思われる。私</p>

事務局	<p>自身もわからない。</p> <p>予定としては、行田市個人情報保護条例を個人情報保護法施行条例という形に全部改正する。</p>
会長	<p>個人情報保護法施行条例という形で一本化するということですね。わかりました。そういうやり方がよろしいかどうかということについて皆様方にご審議いただきたいと思う。意見をお願いしたい。</p>
会長	<p>呼び方だけの問題で、個人情報保護条例が個人情報保護法施行条例に全部一本化するということであれば、規定の内容に問題はないのではないか。現行の行田市個人情報保護条例を廃止するという事で、皆さんよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>次に、(2)法令等で「条例で定める」とされている事項について規定することについて。</p> <p>まず、開示請求に係る手数料の額を条例で定めることについてである。実施機関は、手数料の額は無料とし、実費相当額を徴収すると言っている。実費相当の具体的な金額については、現行条例ではいくらかと規定されているか</p>
事務局	<p>請求のあった行政情報1面につき10円となっている。</p>
会長	<p>1面というと両面にした場合には20円。現行と同様に1面10円とこの規定するということですね。10円でもよろしいかという議論はあろうかと思うが、いかがか。</p>

事務局	<p>国で規定されている手数料は300円であり、手数料と実費に係る料金を徴収する予定である。しかし、行田市としては、手数料は無料、実費のみ徴収する形としたい。</p>
事務局	<p>開示の際には、「閲覧」と「写しの交付」があります。閲覧する場合でも手数料を徴収する。</p> <p>現行、行田市の場合、閲覧の場合は無料、写しを交付した場合のみコピー代として1面10円徴収している。</p>
会長	<p>法律と条例では、条例が法律を超えられないわけですが、その範囲内で法の趣旨に反しなければ条例で定めてもいいということ。</p> <p>法で300円としているのを条例で無料にすることは、法の趣旨に反しない。条例でむしろ市民サービスを優先した扱いにするという解釈でよろしいですね。市民のサービスに役に立つと思うので、ご意見ないと思いますが、実費10円という根拠はあるのか。</p>
事務局	<p>規則制定のときに定めたが、根拠については今資料がないのでお答えできない。</p>
会長	<p>電気代、紙代と機械の償却などということですよ。</p>
事務局	<p>はい。コンビニ等でも、ほぼモノクロ1枚10円である。その設定と同様と思われる。しかし、規定を定めた際にどのような根拠で10円としたかは申し訳ないがお答えできない。</p>
会長	<p>手数料は無料として、コピー代実費として10円という規定を設けるということに関し、何か意見あるか。</p> <p>手数料等についてはこのように定めるということよろしいか。</p>

委員	はい
会長	<p>次に別紙②改正法では、個人情報の開示請求があった日から30日以内に開示決定をすることとなっているが、現行条例では決定等の期限は15日以内となっていることから、現行条例と同様に15日以内にしたいというのが事務局の意見。法では30日以内だけでも、法の趣旨に則れば15日という短い期間を設けることは、法に反する条例ではないという解釈。</p> <p>また、個人情報の訂正決定等の期限については現行の条例で法と変わりがないため特に規定しないということ。法と同一だから規定しない。この2点について何か意見はあるか。</p>
会長	開示決定の期限は、15日もあれば十分ということですね。
事務局	現行15日で開示している。法が改正されたからといって、30日とする必要はないと考えた。
会長	開示決定等を30日にすると開示請求から実際に開示になる期間が相当長くなる。それを避けるために短くしたということ。
事務局	そのとおりである。
会長	ご意見なければ、個人情報の開示の期間は意見とおりにすることによろしいのではないか。
会長	<p>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、運営審議会に諮問することができるということを規定するということである。</p> <p>改正法施行後は個別具体的事項について附属機関に諮問する手続</p>

<p>会長</p>	<p>きが許容されないことから行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の機能を改める必要があるということですが、この点については後回しにしたいと思う。</p> <p>④行田市情報公開条例と整合を図るため不開示理由について規定するということだが、不開示事由を明確にするということは非常にありがたいと思う。何かご意見やこうしたほうがいいのかという提案はあるか。</p>
<p>会長</p>	<p>不開示事由を制限していただいて、あまり網羅的にされてしまうと、不開示が原則になってしまう。開示の方向で不開示事由を明確にいただければよろしいのではないか。その不開示事由についてはまた後日、何らかの形で示され、審議会に意見を聞くのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>どのように規定するか準備ができたなら相談させていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局一任ではないですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>後日、不開示事由について何らかの諮問があるということですので審議会で御意見を頂戴したい。</p>
<p>会長</p>	<p>(3)市の機関での個人情報の取扱状況を公表するため、現行条例で規定する個人情報取扱業務登録簿に代え、改正法で作成が義務づけられる個人情報ファイル簿を作成することとするとあるが、名前が変わるだけではなく実質が変わることか。どのように変わるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>法で定められた様式に基づいて、対象者 1,000 人以上のものは、フ</p>

<p>会長</p>	<p>ファイル簿として作成することになる。内容は、現状の登録簿とそれほど変わりはないが、今まで作成していた登録簿のまま公表ができないため、ファイル簿に変えるということである。</p> <p>法の要求する内容どおりのものに変えるということか。では、1,000人未満のものをどうするかについて、説明があったがもう一度説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>対象者 1,000 人以上とされるものはファイル簿を作成するが、行田市においては少なくなることが想定される。現行、個人情報を取り扱う事務を始める場合、取り扱う人数に関わらず、登録簿を作成し、市政情報コーナーで閲覧ができるようになっており、市がどのような個人情報を集め、保有しているか確認できる状況になっている。</p> <p>今後 1,000 人未満の事務に関しても、制度を継続すべきかどうか事務局で検討している。</p>
<p>会長</p>	<p>市は、当初 1,000 人以上の事務のみ個人情報ファイル簿を作成すると考えていたが、1,000 人未満の事務について、登録簿を継続するか、すべての事務でファイル簿を作成し直すかということか。</p> <p>1,000 人未満のファイル簿と 1,000 人以上のファイル簿で内容は同じか。</p>
<p>事務局</p>	<p>内容はほぼ同じである。</p>
<p>会長</p>	<p>分ける必要はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1,000 人以上のファイルを保有するときは、個人情報保護委員会へ通知、公表しなければならないので、作成し直さなければならない。</p>

会長	何かご意見、ご要望はあるか。
柳澤委員	今おっしゃられたファイル簿のフォーマットのものは、全国の市町村が個人情報保護法改正に伴い作業すると思うが、市町村すべて同じシステムを使用するのか。
事務局	システムではなく、定められた様式で作成し、公表する予定である。
柳澤委員	税務の仕事に携わっているが、法人の税務申告は市町村によって異なる。市町村との打合せの際に、全部一緒にしてほしいと要望しているが、それは各市町村の都合でできない、納付書も異なると回答される。それでは、非効率だと思う。さきほど、おっしゃられた法律で決められている書式で、すべて同じであればシステムのメリットがあると思う。将来的またはデジタル的に登録し、そこから出力することを考えると、すべてをファイルにした方が、かえって将来的には効率があがるのではないか。今は1人かもしれないが、後々増える可能性を考えれば、個人的には、分ける必要はなく、全てがファイル簿としたほうがいいのかと思う。
会長	他に何か御意見やご提案がなければ、この点は個人情報ファイル簿を作成すること及び1,000人以上の対象と1,000人未満の対象を分けて作成することについて審議会としてはよろしいということとする。
会長	行政機関匿名加工情報はただちに実施せず、他自治体の状況を注視しながら、検討を続けるとのことだが、この点は前々からこの姿勢できている。他の自治体の状況を把握しているか。
事務局	導入自治体についてか、近隣市の状況ということか。

会長	他の自治体で実績等の情報はるか。
事務局	まず、導入している自治体は全国でも10自治体程度。実績は1件と聞いている。近隣の市でも行政機関匿名加工情報は導入しないと聞いている。
会長	諮問を求める事項でなくてもよいと思う。制度を実施するに当たって意見を求めるのであればわかるが、当面の間実施しないという事務局の意見として聞いておく程度でいいかと思う。かなり興味がある制度だと思うが、実施は非常に難しいと思う。何か意見はあるか。
会長	特になければ、ビッグデータができるまで待つということによろしいか。
会長	(5)改正法施行後は個別具体的事項については附属機関に諮問する手続きは許容されないことから、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の体制や機能改める必要があるということだが、①行田市情報公開・個人情報保護審査会へ機能を移管するか。②行田市情報公開・個人情報保護運営審議会を必要に応じて設置する機関とするかという案で、実施機関としては必要に応じ設置する機関としたということだが、皆さんの意見、またこの審議会自体の存続の問題でもあるので積極的に意見をお願いしたい。
事務局	今後、特に必要な場合で審議会に諮問が予定されている事項は、サイバーセキュリティに関する知見等、専門的知見を有する者の意見を踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合や個人情報の適正かつ効果的な活用を図るため、定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルール、現行の「解釈と運用」のような細則を事前に設定する場合。地域の特殊性に応じた必要性か

	<p>ら独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合、個人情報保護法施行条例の改正（委任規定のあるもの等）に当たり、有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合などを想定している。</p>
<p>会長</p>	<p>そもそも、諮問する件が現在の現行条例のように規定されていないわけですからかなり減ると思うが、どのような場合を想定しているのか。そのときになってみないとわからないと思うが。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど申し上げたが、個別具体的事案というよりは、全体的な制度について、ある程度審議会に諮問させていただき、審議していただくことになると思う。セキュリティの問題や、案件によって、招集する委員は変えなくてはいけないと思う。そのため、現状のまま審議会を継続していくことは難しいと考える。</p>
<p>会長</p>	<p>この審議会の存続も含め、条例全体が大分変わるということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>会長</p>	<p>新条例案を作成したら、審議会を開催するということか。ここで、審議すればそれでいいということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日頂戴した意見をもとに、新条例案を作成する予定である。それに基づき意見を頂戴する予定である。どのように意見を求めるかは相談する。</p>
<p>会長</p>	<p>審議会の役割は大分変わる。事務局から説明があったように、全体</p>

事務局	<p>像について諮問を求められるようになるが、その時にならないとどのような諮問があるかわからないということですね。</p> <p>そのときの状況による。行政機関等匿名加工情報を実際運用していくことになった場合、運用にあたってのセキュリティ等について意見を伺うこともあると思う。</p>
会長	<p>審議会を開いて、ある程度の条例の具体案ができて、それに対し、意見を出すっていう形にしたらいいですかね。</p>
事務局	<p>今回いただいた意見をもとに、ある程度条例案を作り、それを委員の皆様にお示しさせていただき、そこから何かまたご意見があれば、修正していくということになると思う。</p>
会長	<p>諮問事項が多く、いろいろ混乱してしまうかと思うが、次回、改正に関する案とそれから個別的な問題として、何らかの案が出てくると思う。</p> <p>他に何かご意見とかご提案がございますか。</p>
井上委員	<p>はい。これからは、市独自の個人情報保護条例ではなく、国の政策に則って行われていく。これからサイバーセキュリティ等について審議するときは、専門家とかやはり審議会の委員も違ってくると思う。審議会が変わっていくというのはわかる。</p>
会長	<p>また何かご連絡をいただければと思う。別紙3のその他の検討事項について。行田市市民意見募集要綱では、市の全体の政策等を定める計画等の策定にあたって市民意見募集手続きがあるが、市の補助機関が策定した通り意思決定を行うときは、市民意見募集手続きを行わずに政策等の形成過程における意思決定を行うことができることとされている。これについて審議会から意見を頂戴した場合でも、市民意</p>

	<p>見募集手続きを実施し、広く市民に意見を求めるかということだが、今日やるということか、政策等計画を定める際にパブリックコメントがあればこの審議会で諮問意見を出すということか。</p>
事務局	<p>市の補助機関である審議会に意見を頂戴しているが、市民意見募集を行うか否かが検討事項である。</p>
会長	<p>市の附属機関が策定した答申等に基づき意思決定を行うというのは、例えばどのようなときか。その際には市民意見募集を行わず、意思決定ができるとされているわけだが、どのような場合かというのがよくわからないとなかなか意見はでない。</p>
事務局	<p>条例の策定、決定については市民意見募集手続きの対象となるものではない。</p>
会長	<p>市の附属機関というのを広く解釈してしまうと市民意見募集は必要なくなる。市の附属機関が確定的に規定されていないと、市民意見募集を行う場合と行わない場合とでわかりにくいと思う。広く市民の意見を求めるべきか否か諮問するとしたら、どういう場合に実施し、それ以外の場合には必要ないことになると思うが、例を出してもらえるとわかりやすい。個人情報保護という観点では狭い方がいいが、情報公開という観点では広い方がいい。市民意見募集は行ったほうがいいのかなと思う。</p>
	<p>新条例案ができたなら審議会が開かれるでしょうから、その他の検討事項をそこで審議しても遅くはないですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>本日はここまでとする。</p>

事務局	<p>1 2 月議会へ必ず上程する。その後、条例の改正に伴って、規則やその他の例規等への影響もある。</p>
会長	<p>1 2 月議会前に審議会を開催することになる。今日ある程度整理されたものを事務局案として作成し、それについて審議したいと思う。</p>
事務局	<p>次回、新条例案をお示しし、それについて会長と相談の上、次回開催について検討したい。</p>
会長	<p>それでは、議事 1 「個人情報保護法の改正に伴う行田市の個人情報保護体制の見直しに係る考え方について」の審議を終了する。</p>
会長	<p>議題 2 「令和 3 年度情報公開・個人情報保護制度運用状況について」、事務局から説明を求める。</p>
事務局	<p>「令和 3 年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について」報告する。</p> <p>資料 3 「令和 3 年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況」について。</p> <p>まず、表 1、情報公開制度の実施状況である。令和 3 年度の請求件数は 4 0 件で、そのうち、市民や市内の事業者からの請求である義務的請求が 1 7 件、市外在住者や市外の事業者、条例第 5 条に掲げる以外の方々の任意的申出が 2 3 件。これら請求に対する処理状況の内訳ですが、表 3 全部公開が 2 4 件、部分公開が 9 件、非公開が 3 件、取下げ 2 件、未処理 2 件となっている。</p> <p>情報公開制度は公開が原則だが、条例第 7 条に公開することができない、いわゆる非公開情報が規定されている。第 7 条第 1 号個人に関する情報、第 2 号法人その他の団体に関する情報、第 3 号公共の安全と秩序の維持に関する情報、第 4 号審議、検討又は協議に関する情報、</p>

第 5 号事務又は事業に関する情報、第 6 号法令秘等情報である。

令和 3 年度の情報公開 4 0 件の内容を資料 4 にまとめている。部分公開及び非公開の理由は、条例第 7 条第 1 号個人情報によるものが整理番号 6、1 5、3 0 の 3 件、第 2 号法人に関する情報によるものが整理番号 3、1 5、2 9、3 9 の 4 件、第 5 号事務事業遂行情報によるものが整理番号 1、8、1 2 の 3 件、不存在が整理番号 9、2 8、4 0 の 3 件である。

以上が、令和 3 年度の情報公開制度の実施状況である。

次に、個人情報保護制度の実施状況について説明する。

資料 3 - 5、令和 3 年度の個人情報開示請求の件数は 2 件で、いずれも部分開示となっている。個人情報保護条例においても条例第 1 3 条各号で非開示情報が規定されており、令和 3 年度の個人情報開示 2 件の内容は資料 5 のとおりです。個人情報開示請求の非開示理由は、個人情報保護条例第 1 3 条第 2 号の評価、診断等情報及び同条例第 1 3 条第 3 号の第三者情報によるものである。この資料の内容については、行田市情報公開条例第 2 7 条及び行田市個人情報保護条例第 3 4 条の規定により、実施状況を公表するものです。公表の方法は行田市ホームページへの掲載とする。

つづいて、「個人情報取扱業務の登録、廃止状況」について説明申す。本市では、行田市個人情報保護条例第 5 条の規定により、実施機関で新たに個人情報を取り扱い、収集する事務を開始する場合は、開始の届出の提出が必要であり、その把握のため「個人情報取扱業務登録簿」を届け出るものとされている。その届け出に基づき、台帳という形で様式に整理し、管理しており、変更があればその都度変更届が提出され、台帳を修正するという形で管理している。

資料 3 「表 4」が現在の届出件数で、令和 3 年度末時点において、届出のあった個人情報取扱業務の件数は 6 1 1 件である。令和 3 年度中に届出のあった内容は、資料 6 のとおり。行田市個人情報保護条例第 5 条第 4 項の規定により、届出に係る事項を報告する。昨年度は、

<p>会長</p>	<p>登録簿の内容変更によるものです。</p> <p>以上が、令和3年度の個人情報保護制度の実施状況である。</p> <p>「報告 令和3年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について」事務局からの説明を終わります。</p> <p>資料3から資料6にかけて、質問があるかと思しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>資料4によると、非公開としたものは資料不存在ということになっている。それ以外は部分公開ないしは全部公開ということで、情報公開の目的は果たせられている。</p>
<p>会長</p>	<p>その他に何かございますか。</p> <p>情報公開ないしは個人情報開示に関して、個人情報取扱業務の届出に関して質問がなければ、議事2「令和3年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について」の審議を終了する。</p>
<p>事務局</p>	<p>以上で、令和4年度第1回情報公開・個人情報保護運営審議会の議事を終了する。</p>